

門真市教育振興基本計画 (素案) 新旧対照表

～子どもの夢と幸せをみんなではぐくむ門真の教育～

門真市教育委員会

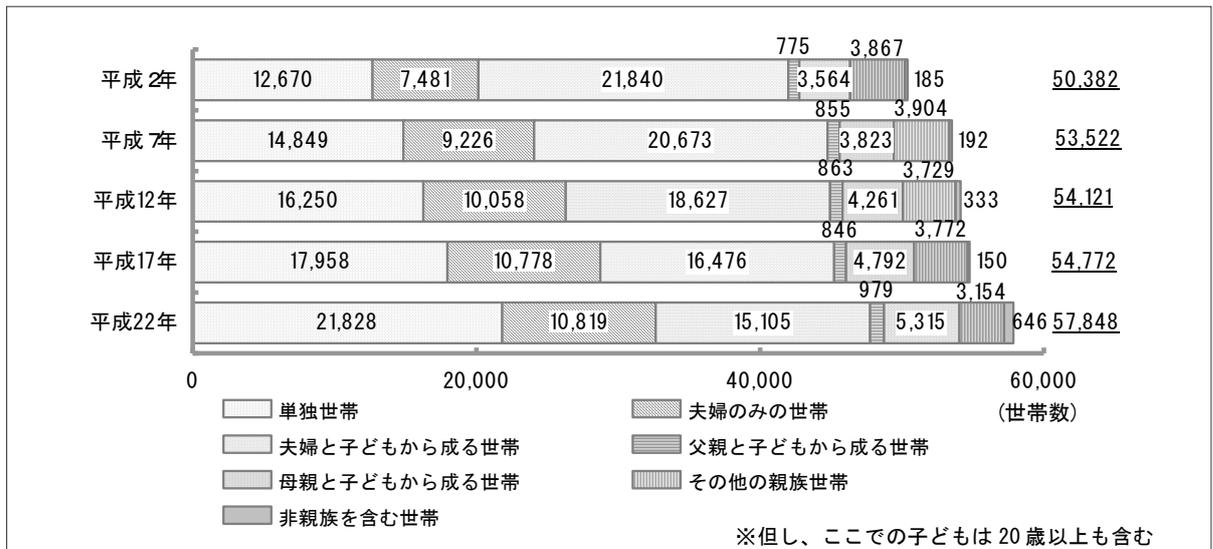
<新>

(2) 家庭・地域の状況

① 一般世帯の状況

平成22年の国勢調査によると、一般世帯の総数は、57,848世帯となっており、そのうち核家族世帯は、32,218世帯で全体の55.7%を占めています。

図 一般世帯の状況



※但し、ここでの子どもは20歳以上も含む

資料：国勢調査（平成22年は総数に不詳を含む）

② 母子世帯・父子世帯の状況

ひとり親世帯（母親と子どもから成る世帯及び父親と子どもから成る世帯）のうち、未婚者、死別または離別の母親あるいは父親と20歳未満の子どものみで構成される一般世帯を母子世帯、あるいは父子世帯と言います。母子世帯は、全体の約2%を占め、父子世帯は、全体の約0.24%を占めています。

図 母子世帯・父子世帯の状況

	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度
一般世帯	50,382世帯	53,522世帯	54,121世帯	54,772世帯	57,848世帯
母子世帯	1,065世帯	888世帯	1,149世帯	1,379世帯	1,294世帯
母子世帯率	2.1%	1.7%	2.1%	2.5%	2.2%
父子世帯	206世帯	170世帯	162世帯	132世帯	137世帯
父子世帯率	0.41%	0.32%	0.30%	0.24%	0.24%

資料：国勢調査

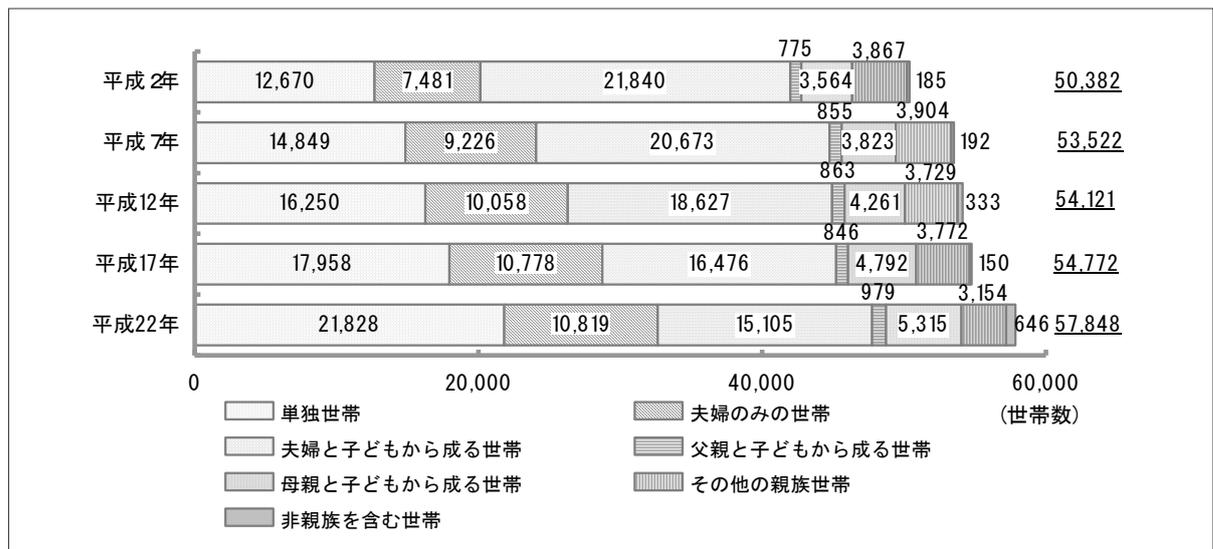
(2) 家庭・地域の状況

① 一般世帯の状況

平成 22 年の国勢調査によると、一般世帯の総数は、57,848 世帯となっており、そのうち核家族世帯は、32,218 世帯で全体の 55.7%を占めています。

子どものいる世帯の状況をみると、夫婦と子どもから成る世帯数は減少していますが、母親と子どもからなる世帯（母子世帯）、父親と子どもからなる世帯（父子世帯）数は増加しており、ひとり親世帯は平成 22 年には約 2 割となっています。

図 一般世帯の状況



資料：国勢調査（平成 22 年は総数に不詳を含む）

<新>

基本目標1 「0歳からの15年一貫教育※6で子どもの夢と幸せをはぐくみます」

子どもたちが、将来に希望を持ち、自らの夢と幸せを実現していけるように、義務教育修了までの15年間を一つながりとして捉え、障がいのある子どもや困難な家庭状況の子どもはもとよりすべての子どもたちの多様な学びや成長の機会を作ります。そして、これまで以上に、一人ひとりがわかる喜びや学ぶ楽しさ、生きる喜びを実感する教育活動に取り組み、子どもたちに基礎学力や主体的に学ぶ意欲、自分を律し、他者を思いやる心、豊かな人間性等を育てていきます。

※6 **0歳からの15年一貫教育** 本市では、就学前から義務教育修了までの15年間を一つながりとして捉え、保護者への支援、子育てへの支援、教育等について、学校・家庭・地域・行政みんながつながり、総ぐるみで子どもたちの夢と幸せをはぐくんでいこうとすることを意味する。

<新>

3 計画の体系

基本目標

基本目標1

0歳からの15年一貫教育で子どもの夢と幸せをはぐくみます

<旧>

基本目標1 「15年一貫教育^{※6}で子どもの夢と幸せをはぐくみます」

子どもたちが、将来に希望を持ち、自らの夢と幸せを実現していけるように、義務教育修了までの15年間を一つながりとして捉え、障がいのある子どもや困難な家庭状況の子どもはもとよりすべての子どもたちの多様な学びや成長の機会を作ります。そして、これまで以上に、一人ひとりがわかる喜びや学ぶ楽しさ、生きる喜びを実感する教育活動に取り組み、子どもたちに基礎学力や主体的に学ぶ意欲、自分を律し、他者を思いやる心、豊かな人間性等を育てていきます。

※6 15年一貫教育 本市では、就学前から義務教育修了までの15年間を一つながりとして捉え、保護者への支援、子育てへの支援、教育等について、学校・家庭・地域・行政みんながつながり、総ぐるみで子どもたちの夢と幸せをはぐくんでいこうとすることを意味する。

<旧>

3 計画の体系

基本目標

基本目標1

15年一貫教育で子どもの夢と幸せをはぐくみます

<新>

<基本目標1>

「0歳からの15年一貫教育で子どもの夢と幸せをはぐくみます」

今後の方向性

児童・生徒の理解を促進し、意欲的かつ主体的な学びを育むために、すべての子どもが認められる**関係づくり**^{※9}を基盤とした、すべての子どもがわかる授業づくりが大切です。

そのような授業をとおして基礎的な知識・技能を確実に習得し、実生活や授業の中でそれらを活用しながら自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的、協働的に探究することができるよう、授業について一層の改善を図っていきます。

③ ICT^{※1P1}機器の活用

子どもたちのICT活用能力の向上や**携帯電話、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の利用も含めた**情報モラルについて適切な理解を図るとともに、子どもが自ら興味を持てるような授業づくりに向けて、子どもたちがICT機器を効果的に活用した言語活動やグループ学習の充実を図ります。

※9 **関係づくり** 多様な個性・生活を持った子どもたちが、様々な関わりの中で個性を磨き合い、互いの存在を尊重しながら信頼で結ばれた成長し合う関係をつくること。

※10 **アクティブ・ラーニング** 課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ能動的な学習。

<新>

① 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実

各学校の校長の方針のもと、道徳教育推進教師を中心に、学校全体で計画的、協働的な道徳科の指導体制を構築します。また、定期的に道徳教育推進教師連絡会を開催し、各小中学校での道徳教育の取組や実践の交流を行い、**自尊感情（自己肯定感、自己有用感）や規範意識をより**高める取組を推進します。

<旧>

<基本目標1>

「15年一貫教育で子どもの夢と幸せをはぐくみます」

今後の方向性

児童・生徒の理解を促進し、意欲的かつ主体的な学びを育むために、すべての子どもが認められる**集団づくり**^{※9}を基盤とした、すべての子どもがわかる授業づくりが大切です。

そのような授業をとおして基礎的な知識・技能を確実に習得し、実生活や授業の中でそれらを活用しながら自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的、協働的に探究することができるよう、授業について一層の改善を図っていきます。

③ ICT^{※10}機器の活用

子どもたちのICT活用能力の向上や情報モラルについて適切な理解を図るとともに、子どもが自ら興味を持てるような授業づくりに向けて、子どもたちICT機器を効果的に活用した言語活動やグループ学習の充実を図ります。

※9 **集団づくり** 多様な個性・生活を持った子どもたちを丁寧につなぎ、集団の中で個性が輝き合い、互いの存在を尊重しながら信頼で結ばれた成長し合う関係をつくること。

※10 **アクティブ・ラーニング** 課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ能動的な学習。

<旧>

① 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実

各学校の校長の方針のもと、道徳教育推進教師を中心に、学校全体で計画的、協働的な道徳科の指導体制を構築します。また、定期的に道徳教育推進教師連絡会を開催し、各小中学校での道徳教育の取組や実践の交流を行い、**規範意識や自己肯定感、自己有用感**を高める取組を推進します。

素案P19(案P20)

<新>

今後の方向性

障害者権利条約の理念を踏まえ、障がいのある子どもが、**自尊感情を高め**、その能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加や自立できるよう個々の教育的ニーズに的確に応え、多様で柔軟な取組を推進します。また、障がいのある子どもが、地域の同世代の子どもや人々との交流をとおして地域での社会生活の基盤を形成し、地域社会の中で積極的に活動でき、豊かに生きていくことができるよう、「ともに学び、ともに育つ」教育^{※24}を推進していきます。

②通級指導教室^{※26}の拡充

学級には多様な発達課題のある子どもやさまざまな教育的支援が必要な子どもが増加しており、それぞれの子どもがその特性に応じた必要な支援を受けられるよう、通級指導教室の拡充・推進を図ります。

素案P20(案P20)

<新>

現状と課題

本市は、障がいのある子どもの人権を尊重し、自立と社会参加をめざして一人ひとりの可能性を伸ばしていくために、総合的な支援体制を推進してきました。しかし、学校現場では経験豊富な教職員の退職に伴う教職経験の浅い教員の増加や、少子化に伴う学校の小規模化により1校あたりの教員数が減少し、支援教育に関する知識・技能を磨く機会やスキルの伝達ができにくい状況があります。

障がいの多様化への対応や**学級に在籍する**発達障がいのある子どもへの適切な支援を行うため、すべての教職員に支援教育の専門性の向上が求められています。

-
- ※ 校内委員会 支援コーディネーターを中心として、支援が必要な児童・生徒の実態把握を行い、学級担任をはじめ学校全体として個々の児童・生徒への指導や支援方策を具体化する会議のこと。
 - ※27 支援教育コーディネーター 校内の支援を必要とする児童・生徒の状況把握、校内研修の企画・実施等を行い各校における支援教育の推進を担う教員のこと。
 - ※28 地域支援リーディングスタッフ 市内各小・中学校へ教育相談・校内研修等を行う巡回相談員として、府立支援学校に配置された教員のこと。
 - ※29 門真市リーディングチーム 各学校から発達障がい等の児童・生徒への支援要請に対して学校を訪問し、児童・生徒の様子を観察分析し、個々の児童・生徒に応じた適切な支援が行われるよう指導・助言するチーム。

素案P19

<旧>

今後の方向性

障害者権利条約の理念を踏まえ、障がいのある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加や自立できるよう個々の教育的ニーズに的確に応え、多様で柔軟な取組を推進します。また、障がいのある子どもが、地域の同世代の子どもや人々との交流をとおして地域での社会生活の基盤を形成し、地域社会の中で積極的に活動でき、豊かに生きていくことができるよう、「ともに学び、ともに育つ」教育^{※24}を推進していきます

② 通級指導教室^{※26}の拡充

通常の学級に在籍する発達課題を持つ子どもが増加する中、子どもがその特性に応じた必要な学習支援を受け、個々の教育的ニーズに応えられるよう通級指導教室の拡充・推進を図ります。

素案P20

<旧>

現状と課題

本市は、障がいのある子どもの人権を尊重し、自立と社会参加をめざして一人ひとりの可能性を伸ばしていくために、総合的な支援体制を推進してきました。しかし、学校現場では経験豊富な教職員の退職に伴う教職経験の浅い教員の増加や、少子化に伴う学校の小規模化により1校あたりの教員数が減少し、支援教育に関する知識・技能を磨く機会やスキルの伝達ができにくい状況があります。

障がいの多様化への対応や通常の学級に在籍する発達障がいのある子どもへの適切な支援を行うため、すべての教職員に支援教育の専門性の向上が求められています。

-
- ※27 支援教育コーディネーター 校内の支援を必要とする児童・生徒の状況把握、校内研修の企画・実施等を行い各校における支援教育の推進を担う教員のこと。
 - ※28 地域支援リーディングスタッフ 市内各小・中学校へ教育相談・校内研修等を行う巡回相談員として、府立支援学校に配置された教員のこと。
 - ※29 門真市リーディングチーム 各学校から発達障がい等の児童・生徒への支援要請に対して学校を訪問し、児童・生徒の様子を観察分析し、個々の児童・生徒に応じた適切な支援が行われるよう指導・助言するチーム。

<新>

5) その他の状況

(1) 母子世帯・父子世帯の状況

表 母子世帯・父子世帯数の推移

門真市	平成12年度	平成17年度	平成22年度
一般世帯	54,121世帯	54,772世帯	57,848世帯
母子世帯	1,149世帯	1,379世帯	1,294世帯
母子世帯率	2.1% (府下1位)	2.5% (府下1位)	2.2% (府下6位)
母子世帯率 (大阪府)	1.62%	1.96%	1.74%
父子世帯	162世帯	132世帯	137世帯
父子世帯率	0.30% (府下1位)	0.24% (府下7位)	0.24% (府下7位)
父子世帯率 (大阪府)	0.20%	0.21%	0.17%
母子・父子世帯合計	1,311世帯	1,511世帯	1,431世帯
母子・父子世帯率合計	2.4% (府下1位)	2.8% (府下2位)	2.5% (府下7位)
母子・父子世帯率合計 (大阪府)	1.83%	2.17%	1.91%

資料：国勢調査

※母子世帯、父子世帯とは、ひとり親世帯のうち、未婚、死別または離別の母親あるいは父親と20歳未満の子どものみで構成される一般世帯

(2) 生活保護世帯数の状況

表 生活保護世帯数の推移

門真市	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人口	130,188人	129,179人	128,135人	127,505人	126,310人
生活保護受給者数	6,347人	6,564人	6,633人	6,508人	6,365人
生活保護受給率※	48.8‰	50.8‰	51.8‰	51.0‰	50.4‰
生活保護受給率 (大阪府)	29.2‰	32.0‰	33.5‰	34.2‰	—

資料：門真市統計書（門真市）、生活保護統計（大阪府）

※生活保護受給率とは、人口1,000人あたりの受給者数
(生活保護受給者数÷人口×1000)
単位は‰(パーミル、10‰=1%)

(3) 要保護・準要保護児童・生徒数の状況

表 要保護・準要保護児童・生徒数の推移

門真市	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
6歳～15歳人口	12,350人	12,044人	11,721人	11,354人	10,878人
認定児童・生徒数	3,756人	3,774人	3,776人	3,460人	3,329人
認定率	30.4%	31.3%	32.2%	30.5%	30.6%

資料：門真市統計書（門真市）

※要保護とは生活保護を必要とする状態にあるもの。

準要保護とは要保護者に準ずる程度に困窮していると認めるもの。

